

令和元年度末でフルタイム再任用を終了される年金受給者の方へ

現在、フルタイム再任用としてお勤めの年金受給者（昭和32年4月1日以前生まれ）の方は、年金が一部または全額停止されています。フルタイム再任用を終了すると、再任用としてお勤めの期間と給料等を既に決定されている年金額に反映させ、年金額を改定し、その上で在職停止を解除する処理を行います。（引き続き共済組合員である場合を除く）この手続きには退職後4か月程時間を要するため、年金の初回支給は8月以降となる見込みです。なお、6月支給分（4・5月分）は、処理が完了せず在職停止が解除されていない状態となる為、送付される「年金支払通知書」には「在職停止」という文言が印字されます。（退職後に厚生年金制度に加入された方については、引き続き在職停止がかかります。）大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

※ 2回目支給以降は、各偶数月15日（土日祝日の場合は、その前日の平日）に年金が支給されます。

お問い合わせ ☎

年金班 043-223-4116

次に該当する方は組合員証・組合員被扶養者証を必ずお返してください！

- ①退職される方（退職後に引き続きフルタイム再任用になる方は除く）
- ②異動で加入する共済組合が変わる方（市町村教委・知事部局・国等）
- ③市立高校⇒他の公立学校等へ異動の方（職員コードが変わる方のみ）
- ④退職後、職員コードが変わり、再度共済組合員となる方
（育休任期付職員、臨時的任用職員、任意継続組合員となる）
- ⑤他支部へ転出する方（公立学校共済組合千葉支部→他の都道府県支部）

資格喪失後、速やかに組合員証・組合員被扶養者証を所属所の事務担当者へ返却してください。

①～④については現所属所へ、⑤については異動先の所属所へ返却

☆ご家族を扶養している方は、組合員被扶養者証も一緒に返還してください。

☆退職後に再任用ハーフタイムで任意継続組合員になる方は、組合員証番号が変わりますので、現在お持ちの組合員証等の返却をお願いします。

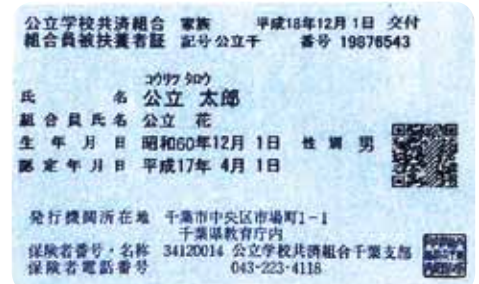
☆退職後に引き続きフルタイム再任用になる方は、組合員番号を引き続き使用するため、現在お持ちの組合員証等の返却は必要ありません。

☆資格喪失後は、現在お持ちの組合員証等は使用できません。

万が一、医療機関で使用した場合は後日医療費を返還していただきます。

お問い合わせ ☎

給付班 043-223-4118



～セントラルスポーツクラブ等の健康サポート事業をご利用の方へ～

○たくさんの方にご利用いただいているセントラルスポーツクラブですが、セントラルスポーツでは3月3日（火）から3月10日（火）まで新型コロナウイルスの対応として臨時休業がとられていました。3月11日以降についても、営業時間が変更になる可能性があります。

○ルネサンスでも一部プログラムが休止されています。各店舗の営業時間等については、確認するようお願いいたします。

お問い合わせ ☎

厚生班 043-223-4121

